様式第九号（第91条第１項関係）

商品先物取引業者

（商号又は名称）

（業務の種別）

（加入している商品先物取引協会の名称）

　（記載上の注意）

　１．標識を営業所又は事務所に掲示する場合、当該標識は、縦20センチメートル以上、横30センチメートル以上の大きさとすること。ただし、営業所又は事務所が無人の端末である場合、当該標識は、縦５センチメートル以上、横７センチメートル以上の大きさとすること。

　２．業務の種別については、法第２条第22項各号に掲げる行為に係る業務の種別を記載すること。

　３．加入している商品先物取引協会の名称に続けて「加入」と表示すること。